

盛岡市旧盛岡競馬場跡地活用多目的広場条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																																				
○盛岡市旧盛岡競馬場跡地活用多目的広場条例 平成30年 3 月27日 条例第11号 改正 令和 7 年 月 日 条例第 号 盛岡市旧盛岡競馬場跡地活用多目的広場条例 第 1 条から第 8 条まで 略 (使用料) 第 9 条 使用者から別表に定めるところにより使用料を徴収する。 2 使用料は、許可の際に徴収する。 第10条から第21条まで 略 附 則 略 附 則 (令和 7 年 条例第 号) この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。 別表 (第 9 条関係) (1) クレー広場及び人工芝広場の使用料 <table><tr><th colspan="2">区分</th><th>一般</th><th>高等学校生徒以下の者</th></tr><tr><td rowspan="2">クレー広場</td><td>全面使用 (1 時間までごとに)</td><td>500円</td><td>250円</td></tr><tr><td>半面使用 (1 時間までごとに)</td><td>250円</td><td>130円</td></tr><tr><td rowspan="2">人工芝広場</td><td>全面使用 (1 時間までごとに)</td><td>4, 000円</td><td>2, 000円</td></tr><tr><td>半面使用 (1 時間までごとに)</td><td>2, 000円</td><td>1, 000円</td></tr></table> 備考 市の区域内に住所、事務所又は事業所を有しない者が使用する場合は、この表により算定した額の 2 倍に相当する額とする。	区分		一般	高等学校生徒以下の者	クレー広場	全面使用 (1 時間までごとに)	500円	250円	半面使用 (1 時間までごとに)	250円	130円	人工芝広場	全面使用 (1 時間までごとに)	4, 000円	2, 000円	半面使用 (1 時間までごとに)	2, 000円	1, 000円	○盛岡市旧盛岡競馬場跡地活用多目的広場条例 平成30年 3 月27日 条例第11号 盛岡市旧盛岡競馬場跡地活用多目的広場条例 第 1 条から第 8 条まで 略 (使用料) 第 9 条 使用者から別表に定めるところにより使用料を徴収する。 2 使用料は、許可の際に徴収する。 第10条から第21条まで 略 附 則 略 別表 (第 9 条関係) (1) クレー広場及び人工芝広場の使用料 <table><tr><th colspan="2">区分</th><th>一般</th><th>高等学校生徒以下の者</th></tr><tr><td rowspan="2">クレー広場</td><td>全面使用 (1 時間までごとに)</td><td>500円</td><td>250円</td></tr><tr><td>半面使用 (1 時間までごとに)</td><td>250円</td><td>130円</td></tr><tr><td rowspan="2">人工芝広場</td><td>全面使用 (1 時間までごとに)</td><td>4, 000円</td><td>2, 000円</td></tr><tr><td>半面使用 (1 時間までごとに)</td><td>2, 000円</td><td>1, 000円</td></tr></table>	区分		一般	高等学校生徒以下の者	クレー広場	全面使用 (1 時間までごとに)	500円	250円	半面使用 (1 時間までごとに)	250円	130円	人工芝広場	全面使用 (1 時間までごとに)	4, 000円	2, 000円	半面使用 (1 時間までごとに)	2, 000円	1, 000円
区分		一般	高等学校生徒以下の者																																		
クレー広場	全面使用 (1 時間までごとに)	500円	250円																																		
	半面使用 (1 時間までごとに)	250円	130円																																		
人工芝広場	全面使用 (1 時間までごとに)	4, 000円	2, 000円																																		
	半面使用 (1 時間までごとに)	2, 000円	1, 000円																																		
区分		一般	高等学校生徒以下の者																																		
クレー広場	全面使用 (1 時間までごとに)	500円	250円																																		
	半面使用 (1 時間までごとに)	250円	130円																																		
人工芝広場	全面使用 (1 時間までごとに)	4, 000円	2, 000円																																		
	半面使用 (1 時間までごとに)	2, 000円	1, 000円																																		

改正後	改正前
(2) 交流広場の使用料 1時間までごとに200円 (市の区域内に住所、事務所又は事業所を有しない者が使用する場合には、400円)	(2) 交流広場の使用料 1時間までごとに200円